

福岡県選挙管理委員会規程第一号

福岡県選挙管理委員会における福岡県個人情報の保護に関する法律施行規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

福岡県選挙管理委員会における福岡県個人情報の保護に関する

法律施行規程

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）並びに福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年福岡県条例第四十三号）に定めるもののほか、福岡県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する施策については、福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和五年福岡県規則第十五号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

（旧規程の廃止）

2 福岡県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程（平成四年福岡県選挙管理委員会規程第一号）は、廃止する。